犯罪被害給付制度のあゆみ

○犯罪被害給付制度は、通り魔殺人事件の犯罪被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等から、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議され、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、犯罪被害給付制度を始めとする犯罪被害者に対する支援の拡充を求める社会的な気運が急速に高まり、支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされました(平成13年7月1日施行)。

○平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、同基本計画に「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」が盛り込まれたことを踏まえ、重傷病給付金について、支給要件の緩和、支給対象期間の延長などを行う政令改正がなされるとともに、親族間での犯罪について支給制限の緩和を行う規則改正がなされました(平成18年4月1日施行)。

○平成20年7月、法律の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めるとともに、目的の改正、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例などの規定を整備する法改正がなされ、これと併せて、重度後遺障害者(障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った者)に対する障害給付金の額の引上げ、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の額の引上げなどを図る政令改正がなされました(いずれも平成20年7月1日施行)。

さらに、犯罪被害者が暴力組織に属していた場合には原則として不支給とするとともに、配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和するための規則改正(平成21年10月1日施行)、障害等級のうち、外貌醜状の等級を見直す規則改正(平成23年7月15日施行)、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由を見直す規則改正がなされました(平成26年11月1日施行)。

○平成30年、第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月閣議決定)を踏まえて行われた実態調査の結果や「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額や、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化などを行う政令改正がなされるとともに、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由の抜本的見直しを行う規則改正がなされました(平成30年4月1日施行)。

○令和6年、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を引き上げるとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額を新設する政令改正がなされました(令和6年6月15日施行)。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

支給額の計算式

遺族給付基礎額　×　倍数

○遺族給付基礎額
犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算

○倍数
生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算
※第一順位の遺族が2人以上いるときは、その人数で除した額

○支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

1　①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）

2　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹

3　2に該当しない犯罪被害者の

⑦子　⑧父母　⑨孫　⑩祖父母　⑪兄弟姉妹

※　○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※　例～亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第一順位となります。

重傷病給付金

支給額の計算式

犯罪被害者負担額　＋　休業加算額

○犯罪被害者負担額
負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額

○休業加算額
犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定

※上限：120万円

○支給を受けられる人

犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度のもの））を負った犯罪被害者本人

◆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

◆給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。

外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

障害給付金

支給額の計算式

障害給付基礎額　×　倍数

○障害給付基礎額
犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定）

○倍数
障害等級に応じて決定

○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

○障害とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、他の災害補償関係法令の障害等級第1級から第14級までに該当する程度

※　具体的には国家公安委員会規則で定められています。P7を参照してください。

◆仮給付金の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

◆給付金の減額・調整

労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付が行われるべき場合は、それらの給付の限度において、支給されません。